

平成 31 年 2 月 1 日
都市局 市街地整備課
街路交通施設課

国際港湾周辺の物流拠点を高度化し、国際競争力を強化します ～本日より、補助事業の公募を開始～

国土交通省では、国際物流の結節地域の高度化を促進し、国際競争力の強化を図るため、特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏に存する国際港湾周辺等において、物流拠点の整備・再整備を行う事業等を対象とする補助事業の公募を行います。

(公募期間：本日～平成 31 年 2 月 21 日 (木) 午後 6 時まで)

1. 事業の目的

大都市圏を背後にもつ港周辺の物流拠点は、古くから国際物流の結節地域として大都市の消費・産業等の経済活動を支えてきましたが、施設の老朽化等によりポテンシャルが最大限に発揮されていないほか、周辺の交通混雑等、都市環境上の課題も発生しています。

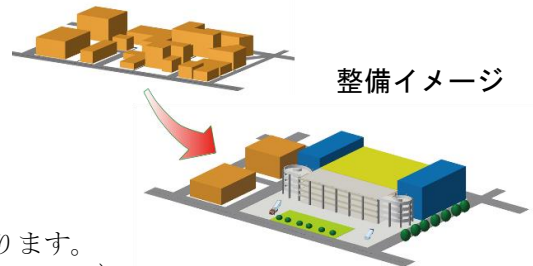
国土交通省では、国際物流の結節地域における物流拠点の整備・再整備を推進し我が国の国際競争力の強化を図るため、平成 25 年度に国際競争拠点都市整備事業 (国際競争流通業務拠点整備事業)を創設し、物流施設の共同更新や整備、敷地の集約化など、民間事業者等が行う物流拠点の整備・再整備を支援しています。

2. 事業概要

○対象地域：特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏に存する国際港湾周辺（京浜港、阪神港、名古屋港、博多港周辺。但し、臨港地区を除く。）等

○補助事業者：民間事業者等

○対象経費：事業計画の策定に必要となる経費、2 以上の事業者により共同更新する物流施設の共用部の整備費等（補助率 1 / 2 等）



※詳細は「申請要領」をご確認ください。

「申請要領」など関係資料は国土交通省HPに掲載しております。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi08_hh_000042.html)

3. 応募方法

申請要領に記載された必要書類について、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、以下の宛先まで提出してください。

(郵送) 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省都市局市街地整備課 区画整理係 大利

(Eメール) ohri-y84if@mlit.go.jp

4. 公募受付期間

平成 31 年 2 月 1 日 (金) ～平成 31 年 2 月 21 日 (木) 午後 6 時必着

※ 本公募は、平成 31 年度当初予算の成立を前提として実施するものです。

※ 制度の内容等は予算成立後に決定するため、内容に変更がありうることをご了承ください。

【問い合わせ先】

国土交通省 都市局 市街地整備課 野村、大利

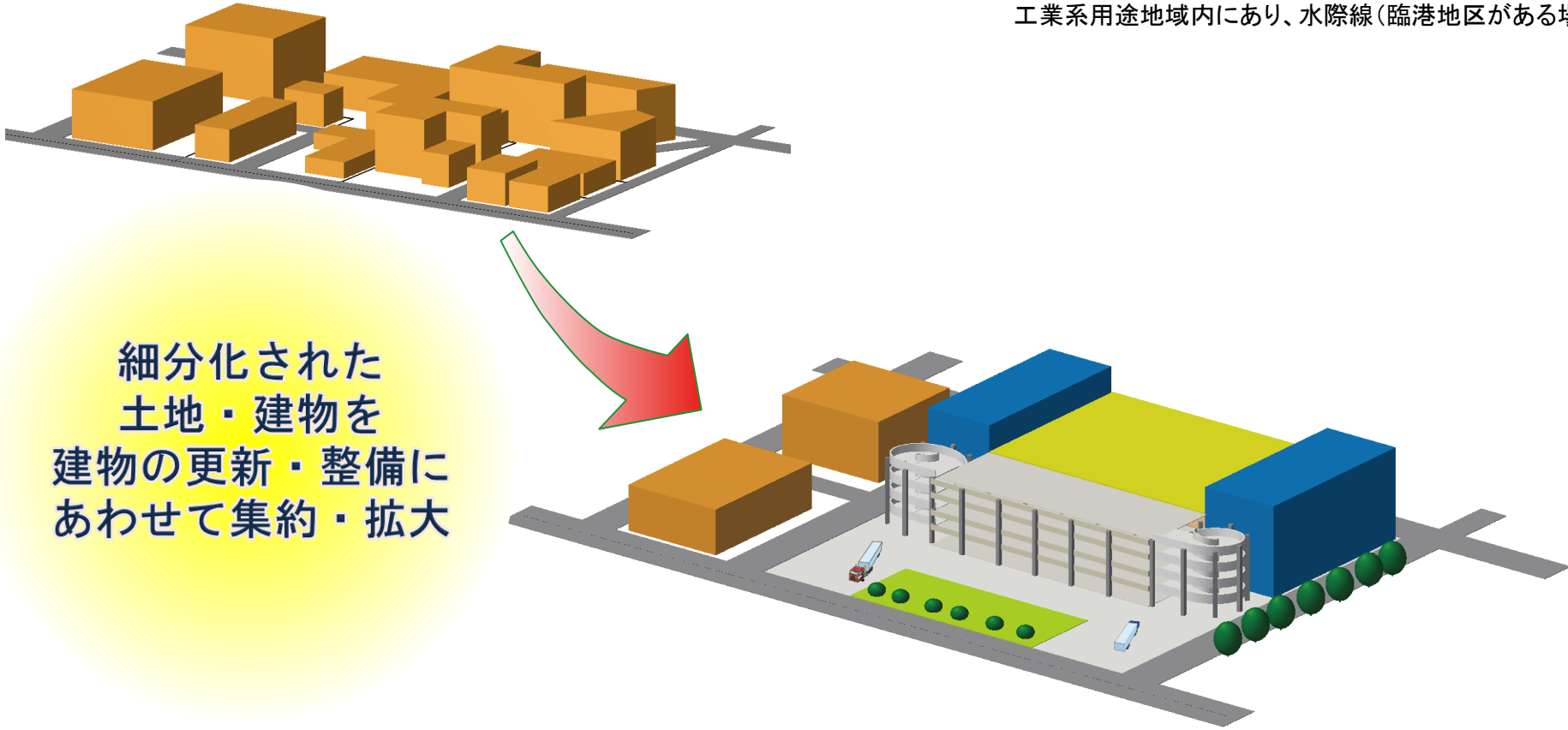
電話：03-5253-8111 (内線 32714, 32734) 03-5253-8413 (直通) FAX：03-5253-1591

国際競争流通業務拠点整備事業

国際物流の結節地域*の高度化を促進し、国際競争力の強化を図ります

大都市圏を背後にもつ港周辺の物流拠点は、古くから国際物流の結節地域として大都市の消費・産業等の経済活動を支えてきました。長年活躍してきた施設の多くは、いま、更新期を迎えています。日本の国際競争力の強化が求められる現在、大都市の経済活動の活性化を図るためには、これらの拠点を更新にあわせて高度化し、この地域の持てるポテンシャルを最大限に発揮することが期待されています。

*特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏における国際港湾周辺(京浜港、阪神港、名古屋港、博多港周辺 但し臨港地区を除く)で、工業系用途地域内にあり、水際線(臨港地区がある場合は臨港地区境界)から概ね3km以内の範囲に存する土地の区域



細分化された
土地・建物を
建物の更新・整備に
あわせて集約・拡大

- ◇敷地の使い勝手が向上
敷地が拡大することにより、また拡大に伴い形状が整う場合は特に、道路からのアプローチが容易になるなど、施設の配置や効率が向上します。
- ◇施設の機能性が向上
コンテナ車等の大型車両への対応や最新スペックへの機能更新に加え、広さのあるワンフロアでの利用ニーズへの対応が可能になります。
- ◇オープンスペースの確保により
都市環境が改善、防災機能が向上
敷地の拡大によりまとまったオープンスペースの確保が可能となり、周辺の交通混雑の解消が図られることに加え、災害時における物資集配等の機能向上が期待できます。

《支援メニュー》

計画段階

事業計画の策定支援
補助率1/2**

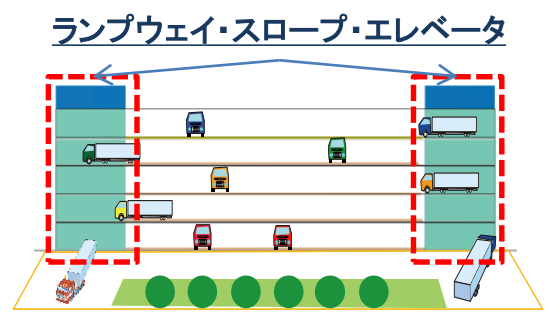
事業計画の策定のために必要な経費に対して支援します。



事業段階

共同更新する物流施設の共用部の整備費支援 補助率1/2**

施設の高度化を図ることによって大型で複層の施設となりますが、各階への共用のアプローチ(ランプウェイ、スロープ、共用エレベータ)等の整備費に対して支援します。

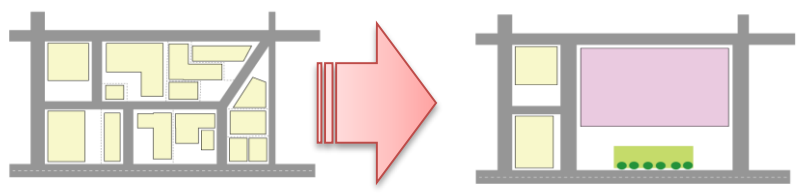


交通広場・通路等の整備費支援 補助率1/2**

周辺の道路交通にかかる負荷の軽減のため、施設整備にあわせて発生集中する大型車両を処理するための敷地内の交通広場(駐車、転回スペース等)、通路等の整備費に対して支援します。

都市基盤の再整備促進

土地の集約・拡大のため、道路等の公共施設の再配置が必要となる場合がありますが、これらの都市基盤の再整備を進めるため、「都市再生土地区画整理事業」に対して支援します。***



補助対象となる地区要件を通常より拡充します(施行前公共用地率「15%未満」を「20%未満」に緩和)

**地方公共団体を經由して補助を実施する場合は補助率が異なります

***補助率、採択要件、補助対象は都市再生土地区画整理事業の補助要件を参照ください